注1　この1の規定の適用上、「外因性」とは、体内で通常自然に生成されない物質についていう。

注2　この1の規定の適用上、「内因性」とは、体内で自然に生成する物質についていう。

S1.2　他のたんぱく同化剤には、少なくとも次のものを含む。

クレンブテロール、選択的アンドロゲン受容体モジュレーター類（SARMs）、チボロン、ゼラノール、ジルパテロール

S2　ペプチドホルモン、成長因子及びそれらの関連物質

次の物質及びその物質の放出因子は、禁止する。

1　赤血球新生刺激剤（例えば、エリスロポエチン（EPO）、ダルベポエチン（dEPO）、メトキシポリエチレングリコール―エポエチンベータ（持続性エリスロポエチン受容体活性化剤（CERA））、ヘマタイド）

2　男性について、絨毛性腺刺激ホルモン（CG）及び黄体形成ホルモン（LH）

3　インスリン類

4　コルチコトロピン類

5　成長ホルモン（GH）、インスリン様成長因子―一（IGF―1）、機械的成長因子類（MGFs）、血小板由来成長因子（PDGF）、線維芽細胞成長因子類（FGFs）、血管内皮細胞成長因子（VEGF）及び肝細胞成長因子（HGF）並びに筋、腱若しくは靱帯のたんぱく質の合成若しくは分解、血管新生、エネルギーの利用、再生能力又は線維型の変換に影響を与える他の成長因子

6　筋肉内の経路を通じて投与する血小板由来製剤（例えば、多血小板血漿「血液スピニング」）。他の経路による投与については、治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準に基づく使用の申告を必要とする。

これらに加え、類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する他の物質についても、禁止する。

S3　ベータ―二作用剤

すべてのベータ―二作用剤（適当な場合には両方の光学異性体を含む。）は、禁止する。ただし、治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準に基づく使用の申告を条件として、吸入によって使用するサルブタモール（二十四時間に最大で千六百マイクログラム）及びサルメテロールを除く。

尿中一ミリリットルにつき千ナノグラムを超えるサルブタモールの存在は、その物質の意図された治療目的使用には当たらないと推定し、その異常な結果が治療目的の量（二十四時間に最大で千六百マイクログラム）のサルブタモールを吸入によって使用した結果であることを管理の下にある薬物動態試験により競技者が証明する場合を除くほか、違反の疑われる分析結果とみなす。

S4　ホルモン拮抗剤及びモジュレーター類

次のものは、禁止する。

1　アロマターゼ阻害薬（少なくとも次のものを含む。）

アミノグルテチミド、アナストロゾール、アンドロスタ―一・四・六―トリエン―三・十七―ジオン（アンドロスタトリエンジオン）、四―アンドロステン―三・六・十七トリオン（六―オキソ）、エキセメスタン、ホルメスタン、レトロゾール、テストラクトン

2　選択的エストロゲン受容体モジュレーター類（SERMs）（少なくとも次のものを含む。）

ラロキシフェン、タモキシフェン、トレミフェン

3　その他の抗エストロゲン物質（少なくとも次のものを含む。）

クロミフェン、シクロフェニル、フルベストラント

4　ミオスタチンの機能を緩和する薬剤（少なくとも次のものを含む。）

ミオスタチン阻害剤

S5　利尿剤その他の隠ぺい剤

隠ぺい剤は、禁止する。隠ぺい剤には、次のものを含む。

利尿剤、プロベネシド、血漿増量剤（例えば、グリセロール、静脈内に投与するアルブミン、デキストラン、ヒドロキシエチルデンプン及びマンニトール）及び類似の生物学的効果を有する物質

利尿剤には、次のものを含む。

アセタゾラミド、アミロリド、ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、インダパミド、メトラゾン、スピロノラクトン、チアジド類（例えば、ベンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ヒドロクロロチアジド）、トリアムテレン及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質（禁止されていないドロスペリノン、パマブロム並びに局所に使用するドルゾラミド及びブリンゾラミドを除く。）

利尿剤及び隠ぺい剤に関する治療目的使用に係る除外措置は、競技者の尿中にこれらの物質が閾値又は閾値寸前の外因性の禁止される物質とともに含まれる場合には、効力を有しない。

禁止される方法

M1　酸素の運搬能力の強化

次のことは、禁止する。

1　血液ドーピング（自己血、同種血若しくは異種血又は赤血球生成物（由来を問わない。）の使用を含む。）を行うこと。

2　少なくとも次の物質の使用により、酸素の摂取、運搬又は到達を人為的に促進すること。ただし、補給のための酸素を除く。

ペルフルオロ化合物、エファプロキシラール（RSR13）及び修飾ヘモグロビン生成物（例えば、ヘモグロビンに基づく血液代替物、ヘモグロビンのマイクロカプセル生成物）

M2　化学的及び物理的な操作

1　ドーピング管理において採取された検体の信頼性及び有効性を変化させるため、当該検体を不当に改変すること又は不当な改変を企てることは、禁止する。このような改変には、少なくともカテーテルの使用並びに尿のすり替え及び混入（例えば、プロテアーゼ）を含む。

2　静脈内注入は、禁止する。（入院又は臨床検査において正当に受けるものを除く。）

M3　遺伝子ドーピング

次のことは、競技能力を強化する可能性があるため、禁止する。

1　細胞又は遺伝因子（例えば、デオキシリボ核酸（DNA）、リボ核酸（RNA））を移転すること。

2　遺伝子の発現を変化させる薬理学的又は生物学的な薬剤を使用すること。

ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ（PPARδ）作用剤（例えば、GW1516）及びペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ―アデノシン一リン酸（AMP）活性化プロテインキナーゼ（AMPK）系作用剤（例えば、五―アミノイミダゾール―四―カルボキサミド―一―β―D―リボフラノシド（AICAR）は、禁止する。

競技会における禁止される物質及び禁止される方法

S1からS5まで及びM1からM3までに規定するもののほか、次の物質は、競技会において禁止する。

禁止される物質

S6　興奮剤

すべての興奮剤（適当な場合には両方の光学異性体を含む。）は、禁止する。ただし、局所に使用するイミダゾール誘導体及び二千十年の監視プログラム（注1）に掲げる興奮剤を除く。

興奮剤には、次のものを含む。

(a)　不特定興奮剤

アドラフィニル、アンフェプラモン、アミフェナゾール、アンフェタミン、アンフェタミニル、ベンフルオレックス、ベンズフェタミン、ベンジルピペラジン、ブロマンタン、クロベンゾレクス、コカイン、クロプロパミド、クロテタミド、ジメチルアンフェタミン、エチルアンフェタミン、ファンプロファゾン、フェンカミン、フェネチリン、フェンフルラミン、フェンプロポレクス、フルフェノレクス、メフェノレクス、メフェンテルミン、メソカルブ、メタンフェタミン（d体）、p―メチルアンフェタミン、メチレンジオキシアンフェタミン、メチレンジオキシメタンフェタミン、メチルヘキサンアミン（ジメチルペンチルアミン）、モダフィニル、ノルフェンフルラミン、フェンメトラジン、フェンテルミン、四―フェニルピラセタム（カルフェドン）、プレニルアミン及びプロリンタン

この(a)に明示的に規定されていない興奮剤は、特定物質である。

(b)　特定興奮剤（例

アドレナリン（注2）、カチン（注3）、エフェドリン（注4）、エタミバン、エチレフリン、フェンブトラザート、フェンカンファミン、ヘプタミノール、イソメトヘプテン、レブメタンフェタミン、メクロフェノキサート、メチルエフェドリン（注4）、メチルフェニダート、ニケタミド、ノルフェ